

ENEX / SEJ / 電力・ガス新ビジネスEXPO 展示会事務局 行 〒105-8335 東京都港区芝3-23-1 セレスティン芝三井ビルディング (株)JTBコミュニケーションデザイン内 TEL: 03-5657-0762 FAX: 03-5657-0645 E-mail: low-cf@jtbcom.co.jp URL: http://www.low-cf.jp/	出展の申込みには以下の資料をご提出ください。 ① 出展製品カタログ、資料 ② 会社概要(会社案内パンフレット)
---	---

<個人情報の取扱いについて> ご登録いただいた個人情報は、本展示会ENEX/Smart Energy Japan/電力・ガス新ビジネスEXPOに関する各種ご案内・連絡に限り使用します。ご本人の承諾がない限り第三者に開示することはありません。ただし、出展者サービス提供の目的で、機密保持契約を締結した業務委託先(運営事務局協力会社)に預託することがありますので、予めご承知おきください。個人情報の取扱いについては【http://www.low-cf.jp/privacy_policy.html】をご参照いただき、同意の上お申込みください。

<input type="checkbox"/> 上記の<個人情報の取扱いについて>に同意します。	申込日	2016年	月	日
---	-----	-------	---	---

出展申込にあたっては、裏面の出展規約を予め了解のうえ出展申込を行ってください。

1. 出展展示会
<input type="checkbox"/> ENEX2017 <input type="checkbox"/> Smart Energy Japan 2017 <input type="checkbox"/> 電力・ガス新ビジネスEXPO2017

2. 出展申込者						
この出展者名は公式ガイドブック、webサイトなどに掲載しますので楷書でご記入ください。						
出展者名称	和文			英文		
申込会社・団体名	フリガナ					印
出展担当者	〒			フリガナ氏名		
	部署	役職	TEL	FAX		
	E-mail @					
会社概要	設立年月(西暦)	年	月	資本金	万円	従業員数
				人	年商	万円
ホームページ http://				主な取扱い品目		

3. 共同出展者 共同で出展する際は、下記をご記入ください。						
この出展者名は公式ガイドブック、webサイトなどに掲載しますので楷書でご記入ください。						
出展者名称	和文			英文		
(フリガナ) 会社・団体名				TEL	FAX	
出展担当者	部署	役職	フリガナ氏名			
	〒					
	E-mail			ホームページ http://		

4. 出展申込小間数および出展料(税込)						
企業		省エネセンター賛助会員		独法・公的機関 団体・学校各研究室		出展料総額(円)
単価	申込小間数	単価	申込小間数	単価	申込小間数	
329,076円	小間	275,616円	小間	275,616円	小間	合計

5. 希望小間タイプ		
<input type="checkbox"/> 1. 単列小間	<input type="checkbox"/> 2. 複列小間 (4小間以上)	<input type="checkbox"/> 独立小間 (10小間以上のみ)

6. 出展者プレゼンテーション申込(税込)		
単価	申込数	金額(税込)
108,000円		円

■ 出展製品、サービスなど

■ 実演
実演内容 (実演する製品、サービスの全てをご記入ください。届出が無い場合、実演を行うことはできません。)

■ 展示即売
即売品目・内容 (該当するもの全てをご記入ください。届出が無い場合、即売を行うことはできません。)

内容に変更があった場合は、後日、事務局までご連絡ください。

事務局記入欄	受付日	受付No.	担当印	承認	備考
--------	-----	-------	-----	----	----

出展規約

1. 規約の履行と遵守

出展者は、以下に述べる各規約および出展申込企業を対象に行う「出展者説明会」にて配布する「出展の手引き」の各規定を遵守しなければなりません。これらに違反したと主催者が判断した場合、その時期を問わず出展申込みの拒否、出展の取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更を主催者は命じることができます。その際、主催者の判断基準、根拠などは公表しません。また、出展者から事前に支払われた費用は返還しません。この場合、出展の取り消し、小間・展示物・装飾物の撤去・変更によって生じた出展者および関係者の損害も補償しません。

2. 出展資格および出展申込みの承認

出展者は、出展申込み締切り後に主催者が行う出展審査にて承認された法人・団体などに限定します。この出展審査では「出展申込書」記載事項の記入漏れや不備の有無ほか、出展内容が本展示会の趣旨に添うものであるかなどを確認いたします。下記に該当すると判断した場合には、申込受付の保留または出展をお断りする場合があります。また、審査結果に対し、主催者は一切の責任を負わないものとし、その判断基準・根拠などは公表しません。

【申込受付の保留または出展をお断りする事例】

- ・申込書の記載事項に不備や虚偽の申請などがあった場合
- ・出展内容が本展示会の趣旨にそぐわないと判断される場合
- ・来場者や他の出展者などから苦情が予想される場合
- ・出展者が自法的倒産手続きの申し立てをし、あるいは申し立てを受けている場合
- ・保全処分、強制執行などの法的な申し立てを受けている場合
- ・顧客や取引先とトラブルを抱えている場合
- ・その他出展が著しく不相当と判断される場合

出展申込みを正式に受理した後でも、出展者が「出展規約」などに違反したと主催者が判断した場合、主催者は出展を取り消す権利を持ちます。

3. 小間の転貸などの禁止

出展者は、主催者が定めた自社の小間を主催者の承諾なしに転貸、売買、交換、担保提供あるいは譲渡することはできないものとし、

4. 共同出展者の取扱い

2社以上の申込者が共同で出展する場合、1社が代表して申し込み、共同出展する社名などを申し込み時に主催者へ通知するものとします。

5. 出展物の設置及び撤去

出展者は、主催者の定めるスケジュールに沿って小間内の装飾、及び出展物の搬入出を行わなければならないものとし、会期中の出展物の搬入・移動・搬出の必要が発生した場合は、主催者の承認を得た後、作業を行うこととします。

6. 展示場の使用

宣伝・営業活動はすべて展示小間の中に限られるものとし、各出展者は、宣伝活動のために小間近辺の通路が混雑することのないよう責任を持つものとし、装飾物などいかなるものも、割り当てられた面積の範囲を越えてはならないものとし、主催者はその音、操作方法、材料またはその他の理由から問題があると思われる装飾物・展示物など、展示会の目的に沿わないすべての行為を禁止又は撤去する権限を有するものとし、

上記の制限または撤去が行われた場合、主催者は出展者に対しいかなる返金、またはその他の関連費用負担の責を負わないものとし、

7. 出展物の管理と免責

主催者は、展示会場の管理・保全について事故防止に最善の注意をはらい、あらゆる原因から生ずる各出展物の損失または損害についてその責任を負いません。

8. 保証条項

出展者は主催者に対し、展示会の出品またはこれに関連する出品についての印刷物その他の媒体が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害するものでないことを保証するものとします。

9. 出展者の義務

- (1) 出展者は主催者に対し、自己の展示会の出展に係る行為が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害しているとの主張があった場合、すみやかにその責任において第三者との紛議を解決し、展示会の正常かつ円滑な進行を妨げない義務を負うものとします。
- (2) 団体出展の場合の責任者も、当該団体の構成員である出展者に対する第三者からの知的財産権侵害のクレームについて、前項と同様の義務を負うものとします。

10. 個人情報の取り扱いについて

出展者は、展示などを通じて「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切な方法で取得してください。利用目的は必ず公表・通知し、そ

の範囲内で活用してください。特に第三者提供を行う場合は、必ず「個人情報」の情報主体から事前に「同意」をとってください。出展者は、展示などを通じて取得した「個人情報」について、法律に定められた「安全管理」を遵守した適切な管理・運営をしてください。出展者は展示などを通じて取得した「個人情報」の開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去、苦情の訴えなどを受けた場合、法令を遵守した適法かつ適切な対応をとってください。出展者が展示などを通じて取得・管理・運営する「個人情報」の情報主体または情報主体と主張する者との間で紛争などが生じた場合は、両方で協議し、当該紛争の解決にあたってください。その際、主催者は一切の責任を負いません。

11. 損害賠償

- (1) 出展者は、自己またはその代理人の不注意その他によって生じた、会場設備または展示会の建造物、もしくは人身等に対する一切の損失についての責任を負うものとします。
- (2) 出展者は主催者に対し、以下の場合にはその請求に起因する訴訟から生じた訴訟費用、債務（弁護士報酬を含む）、必要経費および損害賠償について主催者に補償する義務を負うことに同意するものとします。
 - ① 出展者の展示会の出展に係る行為が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害しているとの主張に基づき、主催者に対して訴訟が提起された場合（出展者とともに被告とされた場合を含む）。
 - ② ①の訴訟において、主催者が判決、または裁判上もしくは裁判外の和解において損害賠償義務を負うことになった場合（和解について、主催者は出展者の意思に拘束されないものとします）。

12. 小間位置の決定

出展の小間位置は、出展製品、出展規模、申込み順位、過去の実績、重量物出展・実演の有無を考慮のうえ主催者が決定します。出展者はその結果に従うものとします。主催者は、入場整理や展示効果向上の都合、出展キャンセルなどにより小間図面を変更・再配置することができます。その際、出展者は小間位置の変更に対する賠償請求はできないものとします。

13. 展示会の中止

主催者は、展示会が開催される土地建物が入場に不適当となった場合、または正当な不可抗力原因により開催が妨害された場合は、その自身の判断によって会期を変更、もしくは開催を中止することがあります。主催者はこれによって生ずる損害、費用の増加、その他出展者に生じた不利益な事態については責任を負わないものとします。

14. 出展料金支払い方法

出展者は主催者が発行する請求書に基づき、請求書記載の期日までに出展料およびそれに付随するオプション代金を支払うものとします。出展者からの支払いは、主催者が請求書に記載した指定口座に日本円で支払うものとします。約束手形・小切手等の取扱いはいたしません。

15. 出展の変更または解約について

本申込み手続き後の取消は原則として出来ません。但し、事務局でやむを得ないと判断した場合は取消を認め、次の基準で解約料をお支払いいただけます。

書面による解約通知を受領した日を基準とする	キャンセル料
2016年9月30日まで	ご請求額の50%
2016年10月1日以降	ご請求額の100%

16. 査証の取得

海外の出展者が、査証の取得を必要とする場合は、招聘保証書・招聘理由書を含む必要書類は出展者の責任において作成、手続きを行うものとします。主催者は原則として、日本国外務省が定める書式の招聘保証書・招聘理由書を出展者に対して発行しないものとします。また、日本国大使館または領事館から査証が発給されず、出展希望者が出展できなかったことによる一切の損害について、主催者は何らの責任を負いません。

17. 規約の変更と追加

出展者は、この規約に定められていない事項、またはこの規約の条項について疑義が生じた場合は、主催者の決定に従うものとします。主催者は、各年度ごとの出展者に通知の上、この規約を改訂あるいは追補できる権利を有するものとします。

18. 準拠法

本契約の準拠法は日本法とします。

19. 合意管轄裁判所

本契約に関する紛争の管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。